

【認定請求書 記入例】

様式第2号（第1条の4関係）

(表面)

記入例

児童手当 認定請求書

提出年月日
令和6・9・15

※受付確認年月日
令和 . .

※認定・却下年月日

※支給開始年月
令和 年 月 分

勝浦市長 殿

請求者は、原則、児童を養育する父母のうち**所得の高い方**となります。

①(ふりがな)
氏名
(法人名等)

かつら たろう

②性別
(男)・女

③生年月日
(昭和)・平成 50・1・1

④職業
ア. 被用者
イ. 公務員
ウ. 被用者等でない者

⑤配偶者
(有)・無

⑥住所
(法人の主たる事務所の所在地)

〒299-5233
勝浦市勝浦〇〇番地
電話 090(〇〇〇〇)△△△△

1月1日時点の住所
(1～5月分は前年、
6～12月分は本年)

(左欄と異なる場合に記入してください)

千葉市〇〇区△△1丁目2番3号

⑦個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

⑧請求者の加入している
公的年金制度の種別
() 厚生年金保険
() 国民年金
() その他 ()
※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。
() 私学共済
() 国家公務員共済
() 地方公務員等共済

⑨所得
(請求者)

令和 年 分所得額 (請求者) 円

(請求者・配偶者)1月1日時点の住所が左記と異なる場合は記入ください。

9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

⑩(ふりがな)
氏名

かつら はなこ

⑪生年月日
(昭和)・平成 50・12・31

⑫職業
ア. 被用者
イ. 公務員
ウ. 被用者等でない者

⑬配偶者
ア. 被用者
イ. 公務員
ウ. 被用者等でない者

⑭請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印

⑮収入
番号

1月1日時点の住所
(1～5月分は前年、
6～12月分は本年)

(左欄と異なる場合に記入してください)

千葉市〇〇区△△1丁目2番3号

⑯請求者の住所と同じ場合配偶者の住所は記載不要です。

⑰児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら いちろう

勝浦 一郎

子

平成 15・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

(請求者・配偶者)④、⑬の「職業」欄について
被用者:会社員など社会保険に加入している場合
被用者等でない者:自営業、パートなど国民健康保険に加入している場合や社会保険加入者の被扶養者となっている場合
いずれも「有」の負担について
⑳確認書」を提出してください。
(⑱児童の兄姉等と⑲児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら じろう

勝浦 二郎

子

平成 17・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

氏名

かつら さぶろう

勝浦 三郎

子

平成 19・1・1

⑱監護相当の有無
(有)・無

⑲生計費負担の有無
(有)・無

⑳同居・別居
(有)・無

⑰児童の兄姉等と⑱児童の合計人数が3名以上いる場合は、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

⑳児童の兄姉等
(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある